

保存期間：5年
(令和12事務年度末)
令和7年9月19日
長官官房総務課

全国国税局長会議の模様

日 時：令和7年9月11日（木）13:15～17:45

9月12日（金）10:00～11:50

出席者：（序）長官、次長、両審議官、課税部長、徴収部長、調査査察部長、税務大学校長、同副校長、国税不服審判所長、同次長、総務課長、人事課長、会計課長、企画課長、監督評価官室長、首席国税庁監察官
(局) 各国税局(所)長

開催方法：対面

1 国税組織を取り巻く環境変化に応じた体制整備に向けた今後の取組方針

- 庁側から、令和7事務年度はKSK2・GSSへの完全な移行を待たずに、「できることから業務の見直しを行って効率化を進めていく」という方針である旨を説明した後、徴収部・調査査察部における体制整備の着実な実現に向けた取組等について説明。
- 各局(所)と、局署一体となって効率化施策に取り組んでいくため、どのように局内及び署に情報発信して、意識醸成を図ることとしているか等について意見交換を実施。
- 局(所)からの主な意見は以下のとおり。

意見内容
・GSS導入に向けて、デジタルネイティブである署の若手職員をGSSサポーターとして任命した。署内で周知活動を行ってもらうほか、サポーター自身にとってもモチベーション向上につながることを期待。
・GSSを先行して導入するが、成功事例だけではなく失敗事例も含めて各局に提供できるよう、局を挙げて試行錯誤して取り組んでいく。
・効率化策に取り組んでいくには現場職員の意識変化が不可欠。変革の必要性を上から訴えるだけではなく、KSK2の導入を待たずに、実行可能な取組を実施して効率化のメリットを実感してもらうことが重要。
・モバイルPC・Web会議システムを活用した署職員の移動時間の削減やリアルタイムの情報共有に取り組み始めており、デジタル化の利点を職員に実感させようという取組を行っている。
・DX・BPRの目的を共有して職員一人一人が課題を正しく理解した上で臨むことが重要。職員には前広かつ継続的に情報発信しているが、GSS導入に合わせて、庁が作成している資料等を活用して、改めて目的・意識共有を図っている。
・既に業務効率化に取り組む県職員による講話を開催予定。当該講話を集合形式とオンライン形式のハイブリッド方式で開催することで署を含む全職員が受講可能。

・モバイルパソコンの活用が非常に重要だが、署では、統括官の部内会議や関係団体との会合に活用されており、調査・徴収の現場職員に行き渡っていなかったので、見直して現場職員に優先的にモバイルパソコンを配備するよう指示した。

・全職員の意識醸成を図ることを目的に局長談話を出した。まだ言いつぱなし・やり放しの段階なので、今後どのようにして職員に対して意識を浸透させていくかが課題。職員アンケート等を利用して理解度や浸透具合を把握していくことも重要。

- 意見交換の結果、令和7事務年度は、効率化策に取り組むことの重要性について職員の意識醸成を図るとともに、KSK2・GSSへの完全な移行を待たずに、できることから業務の見直しを行って効率化を進めていくことについて認識を共有。

2 コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営（真に調査（徴収）すべき者への対応）

- 庁側から、経済社会のデジタル化・国際化など税務行政を取り巻く環境変化を踏まえた取組方針等について説明した後、局側から事例紹介や課題等について意見交換を実施。
- 局（所）からの主な意見は以下のとおり。

意見内容

・コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の実施にあたっては、潜在的な課題の把握等のためにも、適切な管内の状況把握が必要。

・事案によっては一定程度リソースを投下したにもかかわらず、課税処分後に滞納となる事案もあるため、一連の流れを踏まえた体制整備が重要。

　昨今の国際化の中では言語が課題となる場面もありハード面での整備等も必要。

・経済社会の環境変化に対応するには、適切なタイミングで適切な情報の入手が重要となるため、守秘義務との関係にも留意しつつ、関係省庁との情報連携をより推進していく必要。既存の施策については、さらなる拡大等を検討してはどうか。また、諸外国の税務当局との連携拡大も必要不可欠。

・納税者のコンプライアンス向上のためには、適切なチャネルを用いた周知広報の実施も重要。

- 意見交換の結果、適正公平な課税の実現のために、引き続きコンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の推進・定着の取組を進めていくことについて認識を共有。

3 キャッシュレス納付の利用促進等を図るための取組

- 庁側から、e-Tax・キャッシュレス納付のオンライン利用率や、源泉所得税のオンライン利用率の目標値の新たな設定・公表、利用促進に向けた取組について説明した後、局側と意見交換を実施。

- 局（所）からの主な意見は以下のとおり。

意見内容

・「キャッシュレス納付の利用促進」を局（所）全体の重要施策として位置付けて各種施策を実施している。

・納税者にとっては、国税だけでなく地方税の納付もあるため、地方公共団体とも連携・協調して取組を進めることが重要である。

・源泉所得税の「キャッシュレス納付体験コーナー」は説明を行う局・署側はもちろん、説明を受ける金融機関等にもわかりやすい内容となっているため、このツールをどうやって活用していくかが重要と認識している。

・金融機関、税理士会や法人会における研修・講演でも「キャッシュレス納付体験コーナー」を活用して、キャッシュレス納付の利便性をアピールすることが重要であると認識し、各部署で外部団体の研修や講演資料を作成する際は体験コーナーの内容を取り込んで作成している。

・利用勧奨にあたっては、キャッシュレス納付のメリットを伝えるだけではなく、納税者や税理士側がキャッシュレス納付を利用しない要因を分析し、それを解消していくような利用勧奨が有効である。

- 意見交換の結果、e-Tax・キャッシュレス納付の推進に向けた取組は、関係部署が連携を密にし、関係者の協力を得ながら推進していくことについて認識を共有。

(以上)